

## 市政懇談会「市長のいきいきタウントーク」を開催します

市民の皆様が「住んでよかった」と思えるまちづくりを目指し、一人ひとりの率直な意見・要望・提言を伺い、今後のまちづくりに反映させるため、市政懇談会を開催します。

市内3か所の会場で開催します。都合のよい日にお越しください。多くの方のご来場をお待ちしています。ぜひ、ご参加ください。

### 開催日時

- 10月17日(木) 午後7時  
会場：南河内公民館
- 10月18日(金) 午後7時  
会場：きらら館
- 10月19日(土) 午前10時30分  
会場：コミュニティセンター  
友愛館

### 懇談会の内容

- 市政の近況報告
  - 意見交換
- ご意見等は会場にて直接承ります。

また、スムーズにお答えできるように、事前にご意見等を提出していただくこともできます。

その場合は、住所・氏名・電話番号・参加予定日を明記のうえ、意見等の内容を明瞭・簡潔にご記入(様式自由)いただき、郵送・電子メール・FAX・直接持参のいずれかの方法で総合政策課まで提出してください。

(9月27日(金)【必着】)

事前に提出していただきましたご意見等については、当日会場でお答えもしくは後日文書で回答することとさせていただきます。

### 問い合わせ先

- 〒329-0492  
下野市小金井1127番地  
下野市 総合政策課
- ☎(40)5550  
FAX(40)5572
- ☐sougouseisaku@city.shimotsuke.lg.jp

## 8月1日より国保高齢受給者証が新しくなります

70歳から74歳の国民健康保険被保険者の方へ、8月1日より利用できる高齢受給者証を7月下旬に送付しました。病院等を受診する際は、国民健康保険被保険者証(保険証)とあわせて窓口へ提示してください。

なお、新しい高齢受給者証は、24年中の所得の状況を参考に、一部負担金の割合が決定されています。

平成25年7月31日有効期限の高齢受給者証は、市民課窓口へ返却してください。

### 高齢受給者証の適用時期

1日生まれの方は70歳になる誕生月の1日から、2日以降生まれの方は70歳になる誕生月の翌月1日から、受給者証を適用月の前月末までに自宅に郵送します。

### 高齢受給者証の有効期限

平成26年7月31日  
ただし、75歳の誕生日をむかえる方は誕生日の前日

### 問い合わせ先

市民課 ☎(40)5556

## 国民健康保険限度額適用認定証・標準負担減額認定証の更新時期です！

認定証の有効期限は7月31日です。8月1日以降も認定証が必要なときは申請が必要です。

### 申請開始 8月1日から

### 内容

外来で高額になるときや入院した場合、負担区分の限度額認定証を提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までになります。

住民税課税世帯の方は「限度額適用」、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担減額」の認定申請をすることになります。

※限度額適用申請は、国民健康保険税の未納がない方、(食事療養費)標準負担減額認定申請は、資格証明書を除く住民税非課税世帯の方が対象です。

※70歳以上の方が入院した場合、「限度額適用認定証」は発行されません。ただし、住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担減額認定証」を申請することができます。

### 問い合わせ先

市民課 ☎(40)5556

### 自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額(注3)
上位所得(注1)	150,000円 + (医療費 - 500,000) × 1%	83,400円
一般(上位所得以外の住民税課税世帯)	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯(注2)	35,400円	24,600円

注1 国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万を超える世帯。(所得の申告をしていない人も上位所得にみなされます。)

注2 国民健康保険加入者全員およびその世帯の世帯主が非課税である場合。

注3 過去12か月間に一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額